

農林省官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付
セラレムコトヲ請フ

昭和二年四月二日

内閣總理大臣若槻禮次郎



白
期

勅令第 號

農林省官制中左ノ通改正ス

第二條中「四局」ヲ「五局」ニ改メ「畜産局」ノ次ニ「蠶絲局」ヲ加フ

第三條中「蠶、繭、生絲」ヲ削ル

第六條ノ二 蠶絲局ニ於テハ蠶絲ニ關スル事務ヲ掌ル

第九條中「農林事務官專任六人」ヲ「農林事務官專任八人」ニ改ム

第十條中「統計官專任一人」ヲ「統計官專任二人」ニ改ム

第十三條中「農林技師專任三十七人」ヲ「農林技師專任三十九人」ニ改ム

第十四條中「專任八十九人」ヲ「專任九十二人」ニ改ム
第十五條中「統計官補專任二人」ヲ「統計官補專任三人」ニ改ム
第十七條中「農林技手專任四十七人」ヲ「農林技手專任五十二人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

商工省官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ
レムコトヲ請フ

昭和二年四月六日

内閣總理大臣若槻禮次郎

